令和３年第５回　飯塚市議会会議録第２号

　令和３年９月７日（火曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第６日　　９月７日（火曜日）

第１　一般質問

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（松延隆俊）

　これより本会議を開きます。一般質問を行います。発言は、一般質問事項一覧表の番号順に行います。２２番　守光博正議員に発言を許します。２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　飯塚公明党市議団の守光です。今回は、「本市のネット環境の現状及び今後について」と、「太陽光発電等について」の２項目について質問させていただきますので、執行部の皆様におかれましては的確なご答弁をよろしくお願いいたします。

まず初めに、「本市のネット環境について」ですが、今やネット環境も５Ｇの時代を迎えました。教育ではオンライン授業、会社ではオンラインを活用した会議、またネット通販等、さまざまな場面でネット社会が一段と発展しつつあります。そのような中、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるためにも、新たな日常に必要な情報通信基盤の整備が急務であります。全国のブロードバンド基盤の整備状況は、２０２０年、令和２年３月末時点では９９．１％で、未整備世帯が約５３万世帯となっております。

では初めに、本市の光ファイバファイバの完備地域についてお答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市の整備状況につきましては、総務省の令和元年度末光ファイバファイバ整備状況、２０２０年３月現在によりますと、９９．９６％となっており、市内のほとんどの地域で整備されているというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　今のご答弁でありますと、本市の整備率が９９．９６％とのことでありますけれども、では未整備地域についてお答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほどの令和元年度末光ファイバファイバ整備状況について、九州地方整備局に確認いたしましたところ、本市の未整備地区は桑曲地区のみとされております。なお、桑曲地区につきましては、今年度、電気通信事業者に補助金を交付し、民設民営にて光ファイバファイバを整備する予定といたしておりますので、本市の光ファイバファイバ整備率は本年度中に１００％となる見込みでございます。ただし、大字単位では、光ファイバファイバの未整備地区は解消されるものの、市内の一部地域において光ファイバファイバの整備がなされていない地域があることは認識をいたしているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　今のご答弁でありますと、大字単位だと未整備地域は解消され、本市は１００％の整備率となっておりますけれども、しかしながら、一部の地域では整備がなされていないとのことでありますが、そのような未整備地区では、インターネットを実際のところ利用できないということになるのか、お答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　光ファイバファイバの未整備地域におきましては、携帯電話などの移動体通信回線を活用したポケットＷｉ－Ｆｉなどを使用することにより、パソコン等による接続も可能となっている状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　ご答弁では、未整備地域であってもＷｉ－Ｆｉ使用可能ということで、今の答弁でありましたけれども、では、光ファイバファイバの未整備地域について、仮に地元住民から光ファイバファイバ整備の要望があった場合の対応についてお答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　基本的には、電気通信事業者が要望地域の需要判断を行い、コストを勘案した中で、整備の可否を判断するものと考えております。なお、住民からの要望につきましては、インターネットサービスの加入希望者が一定程度あり、自治会などから要望がなされた際には、事業者に早期整備について要望した実績もございますが、整備につきましては、あくまで事業者が最終的に判断をされるものと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　答弁では、基本的には事業者が整備の可否を判断されるとのことで、ただ、ネット加入希望者が一定数あり、自治会等からの要望がなされたときには、本市として事業者に早期整備を要望した実績があるとのことであります。

では、国の高度無線環境整備推進事業については、御存じかと思いますけれども、その概要についてお答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　５ＧやＩｏＴ等の高度無線環境の実現に向けて、過疎地域等の条件不利地域において、地域の活性化を実現するため、電気通信事業者等による高速・大容量無線通信の前提となる伝送路整備等の整備の一部を補助するもので、民間事業者が整備する場合には、地方公共団体が整備計画等を作成し、事業者を選定することとなります。選定された事業者は審査により国から３分の１の補助を受けることができます。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　ご答弁のとおり、具体的には無線局エントランスまでの光ファイバファイバを整備する場合に、その整備の一部を補助する事業であります。

では、その大変有効な補助事業であります高度無線環境整備推進事業を活用し、光ファイバファイバ整備を本市でした地域は現在あるのか、お答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　先ほど答弁申し上げました桑曲地区の光ファイバファイバ整備におきましては、高度無線環境整備推進事業の活用を検討いたしまして、総務省九州総合通信局と協議をいたしましたが、補助金支出の根拠となります対象経費が少ないとの理由で、補助金には該当いたしませんでしたので、現状において本事業での活用実績は、当市においてはございません。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　本市での高度無線環境整備推進事業の活用実績はないとのことでありますが、先ほどのご答弁で補助対象が過疎地域とのことですので、例えば本市では頴田地域、筑穂地域がこれに該当するものと思われますが、この地域で未整備地域として把握している地域があれば、お答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　過疎地域におきましては、筑穂地域の内住地区の一部について未整備であること把握をいたしておりますが、未整備地域の全てを把握している状況ではございません。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　私が把握しているところでは、頴田地域においても、例えば鹿毛馬地区の一部、具体的には烏尾峠の元ホテルがあった場所に、今、数十軒ほど世帯があり、そこが未整備地域であると聞き及んでおります。このような地域について高度無線環境整備推進事業を活用して整備することは、私は可能だと思いますが、整備する考えが本市にあるか、お答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　既に光ファイバファイバが整備されている地区の一部地域における未整備状況の解消につきましては、要望等があった場合に、当該地域における世帯数や光ネットワークサービスへの加入意向など地域の実情を勘案し、電気通信事業者とも情報交換を行いながら整備促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　答弁では、未整備状況の解消について要望等がある場合には、世帯数とか加入意向など地域の実情を勘案し、電気通信事業者とも情報交換を行いながら整備促進に努めていかれるということでありますので、ぜひともその点はよろしくお願いしたいと、ここでは要望しておきます。

　では次に、他市町村の現状及び取り組みについてお答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　総務省の令和元年度末光ファイバファイバ整備状況、２０２０年３月現在によりますと、福岡県下では、北九州市小倉北区、福岡市西区、久留米市など、本市を含む１２市町村で整備率が１００％を下回っております。直近の一例ではございますが、久留米市におきましては、高度無線環境整備推進事業を活用して光ファイバファイバの整備事業を昨年度末に実施されております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　福岡県の中で、今答弁にありましたけれども、久留米市が昨年、国の高度無線環境整備推進事業を活用しているとのことでありますので、先ほども要望いたしましたが、一度、久留米市さんの情報を調査していただき、本市での未整備地域解消に向けた整備促進を、重ねてここでも要望しておきます。

次に、ネット環境整備の必要性についてお聞きいたします。先ほど来言っています高度無線環境整備推進事業の施策の目的の中に、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育める教育ＩＣＴ環境を実現することを目指した「ＧＩＧＡスクール構想」を進めるためには、学校教育や在宅学習のための情報通信基盤の整備を加速することが必要だとあります。学習用タブレット端末の家庭での活用など、光ファイバファイバ整備は、私は必要だと考えておりますが、必要性についてのお考えをお答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　光ファイバファイバによります高速大容量のネットワークは、質問議員が言われますように、教育における家庭学習や在宅勤務におけるテレワークなどでの活用が期待され、昨今の災害の発生状況や感染症の拡大などにおいて、本市から緊急情報や重要なお知らせ等をお伝えする情報伝達手段としても非常に有効であると考えております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　北海道の日高町では、光回線の新規加入者に対し１万円を助成する制度があるように聞き及んでおります。本市でも光回線の普及促進のため、助成制度を検討してはいかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　日高町におきましては、高度無線環境整備推進事業を活用した光ファイバファイバの整備に際しまして、加入者を確保するために助成事業を実施しているようでございますが、本市におきましては、先ほど来答弁いたしておりますように、光ファイバファイバの整備率が高く、既に光ネットワークサービスに加入している方との公平性の観点から、助成事業の創設は難しいものと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　答弁で言われるとおり、既に光回線に加入している方との公平性は、絶対に考えなくてはならないと思いますけれども、先ほどのご答弁で、ネット環境整備の必要性について、市から緊急情報や重要なお知らせ等をお伝えする情報手段として非常に有効であるとの考えを言われております。また、いつも本市では情報発信の手段を聞かれると、必ず市のホームページやＳＮＳを強調されております。であるならば、ネットサービスへの加入に、まだちゅうちょされている方に、金額は、この日高町は１万円でありましたけれども、補助金を出すことにより大きな後押しになると私は考えております。その結果として、本市の情報発信がより一層市民の皆さんへ伝わるのではないかと考えますので、いま一度検討していただきたいと、ここでは要望しておきます。

次に、市長のネット環境整備の考え方についてですが、最後に片峯市長の光ファイバファイバ整備へのお考えを、もしあればお聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市の光ファイバファイバ整備につきましては、桑曲地区への整備により、いわゆる未整備地区がなくなり一定の成果があったものと考えておりますが、市域の隅々までネットワーク環境が行き渡ったわけではございませんので、今後も事業者との情報交換を行いながら、ネットワーク環境の整備促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　これまで、さまざまな意見及び要望をしてきましたが、国難とも言える新型コロナウイルス感染症が蔓延している中、私たちを取り巻く環境も大きく変わりつつあります。何をするにしてもネット環境は生活の一部であり、切り離せないものとなりました。ネットサービスに加入するかしないかは、最終的には個人が決めることでありますが、その環境が整っていない地域があることは、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、本市に住み、税金を納めているのに、ネット環境の基盤が整っていないというのは、ここでも公平性に欠けるのではないかと思いますので、最後にいま一度、本市の未整備地域のネット環境整備を速やかに整備していただきたいと、最後に強く要望して、この項の質問を終わります。

　続きまして、次に、「太陽光発電開発等について」お聞きいたします。太陽光発電事業が全国的に行われておりますが、当該事業を行うに当たって、どのような関係法令があるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　太陽光発電事業の実施に係ります法令等につきましては、事業計画地や事業規模等によって種々ございますので、主なものを答弁させていただきます。

まず、電気事業法に基づく保安規程の届け出や工事計画等の届け出義務がございます。次に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、いわゆるＦＩＴ法に基づく認定手続や、例えば地域森林計画の対象となっている民有林において、１ヘクタールを超える面積で事業を行う際には森林法に基づく手続、さらにパネルを建築物の屋上に設置する場合等には建築基準法も関係してきますし、田畑で行う場合には農地法に基づく手続などがございます。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　では、森林法に基づいて林地開発許可制度が設けられていると思いますが、福岡県において太陽光発電開発などの林地開発を行う際に、開発する面積によってその手続にどのような違いがあるのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　林地開発行為を行うに当たっては、森林の持つ公益的機能を阻害しないよう適切に行うことが、開発行為を行う者の当然の責務であるという観点から、森林法の規定により、工事に着手する前に県知事の許可が必要とされております。福岡県におきましては、１ヘクタールを超える面積の森林を開発しようとするときには、福岡県知事の許可を受けなければならず、１ヘクタールには満たないものについても、開発面積が０．６ヘクタール以上の場合、事前に管轄の農林事務所と林地開発計画の事前協議を行う必要があるとされているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　では次に、事業者から開発の申請がなされ、福岡県がその事業の開発を許可した後、福岡県にはどのような責任が伴うのか、お答えください。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　林地開発の許可後、福岡県は随時現地調査を行い、その開発行為が許可どおりに行われているかどうかを確認する責任がございます。現地調査を行い、開発行為が許可の内容に適合していないと認めたときは、開発行為者に是正措置を講じるように指導いたします。また、森林法に定める規定に違反し、または福岡県が開発行為の許可に付した条件に違反した開発行為が行われた疑いがあるときは、直ちに現地調査を行った上、違反行為の有無を確認し、その開発行為が違反行為と認められるときは、行政指導を行い、その行為の中止、防災施設の設置、その他必要な指導をすることができます。行政指導に従わない場合は、開発行為の停止または措置命令、それでもなお指導、命令に従わない場合は、許可取り消しを行うこととなっております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　今のご答弁ですと、開発業者が適切に開発を行うように指導及び確認をする責任があるとのことであります。

では次に、万が一にも、さまざまなことから事故が発生した場合の開発業者の責任及び補償については、現在どのようになっているのか、お答えください。

○議長（松延隆俊）

　経済部長。

○経済部長（長谷川司）

　林地開発に限ったことではございませんが、開発行為において事故が発生した場合、その原因が開発行為に起因するものであることが立証できた場合には、開発事業者に補償責任が生じることとなります。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　では次に、ことしの７月、熱海市で死者２４名、行方不明者３名を出す痛ましい大規模な土砂災害が起こりました。この土砂災害の概要をお答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　静岡県の資料によりますと、７月３日、熱海市伊豆山地区において発生した大規模な土石流は、逢初川の源頭部の標高約３９０メートル地点から、多くの住宅などを巻き込みながら逢初川を流下し、その範囲は延長約１キロメートル、最大幅約１２０メートルにわたったものとされております。この間、降り始めの７月１日４時から７月３日１０時までの累積の雨量は４４９ミリ、２４時間最大雨量は７月２日９時から７月３日８時の間で２６０ミリ、１時間最大雨量は７月３日９時から１０時の間の２４ミリとなっており、累加雨量、２４時間最大雨量としては、２０１１年以降最も多く、大雨により雨が土中に浸透したことが要因で土砂災害を引き起こしたのではないかと推定をされております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　熱海市における土砂災害を受けて、国や県などの動き等はあったのか、お答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　国土交通省より令和３年７月１４日付文書にて、「土砂災害を対象とした適切な避難指示発令の徹底について」が各都道府県宛てに発出され、各市町村にも通知をされております。その後、農林水産省、林野庁、国土交通省、環境省連名による、令和３年８月１１日付文書において、「盛土による災害防止に向けた総点検について」が各都道府県知事宛てに発出され、令和３年８月３１日付文書にて、各市町村に民間等が盛り土を実施する際に、届け出、許可等を求める条例について、総点検の実施が求められております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　今のご答弁でもわかるように、土砂災害を国としても警戒しているということがわかりますが、土砂災害警戒区域外であっても、例えばメガソーラー開発が行われている地域では、地域住民の方は大雨が降れば不安な日々を過ごされているのではないかと思います。そのような地域も含め、今後、本市としてはどのような対応を考えておられるのか、お答えください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市といたしましては、土砂災害警戒区域はもとより、議員が言われますような周辺地域のパトロールを行い、現地情報を収集するとともに、詳細な気象情報の収集に努め、周辺住民の方に対して適切に避難情報等が発令できるよう体制を整えておりますが、引き続き市民の安全を第一に、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　今までるる質問してまいりましたが、我が国では地球温暖化対策でもある再生可能エネルギーの導入を促進しており、中でも太陽光発電を中心に導入が拡大している状況であります。これについては、今後、地球環境への負担低減等を実現していくものであり、当該事業の必要性は少なからず感じてはおります。しかし一方では、防災や環境上の懸念等をめぐり、事業者と地域住民との関係が悪化する等、種々の問題が起きている現状もございます。その要因として、太陽光発電事業に係る立地条件などの法整備が行き届いていないことが大きいのではないかと思っております。そこでお聞きしますが、本市では法整備等に関して国や県にこれまで要望されているのか。また、されているのであれば、その内容はどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問者が言われますとおり、再生可能エネルギーの促進ということで、全国的に太陽光発電事業が拡大しております。一方で、事業者と地域住民との間でさまざまなトラブルが各地で起きていることも承知をしております。このことから、法整備等につきましては、毎年、他自治体と連携し福岡県市長会を通じて、国への要望活動を行っているところでございます。

内容としましては、１つは、大規模太陽光発電設備の立地が進んでいることから、各自治体の土地利用に関する計画等との整合性を図るためにも、国においては、適正な立地が行われるよう具体的な法整備を進めること。また、２つ目は、大規模太陽光発電設備の立地に係る経済産業省が行う設備認定において、事業の実現性の精査のほか、当該事業の実施が立地自治体における各種計画等との整合性があるものか。周辺の環境や景観への影響について、対策等立地の円滑化、いわゆる地域住民等との合意形成が図られているものかについても、認定の条件とすること。以上の点につきまして、今後も引き続き、他自治体と連携を図り、要望活動を行っていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２２番　守光博正議員。

○２２番（守光博正）

　今のご答弁では、毎年、他自治体と連携して、福岡県市長会を通じて国に要望を行っているということで、１つは、国においては適正な立地が行われるよう具体的な法整備を進めること。２つは、当該事業の実施が立地自治体における各種計画等との整合性があるものか。周辺の環境や景観への影響について対策等立地の円滑化、地域住民等との合意形成が図られているものかについても認定の条件とすることのようでありますが、片峯市長には引き続き、国に強く、県にも要望活動を続けていただきたいと思います。

私は、国が推進する再生可能エネルギー事業は、放射能の危険を伴う原発にかわるものとして、先ほども述べましたが、少なからず必要だとは感じております。しかしながら、開発する場所によっては大変危険をはらんでいることも否めません。また、中には申請が要らず、許可も要らない規模、面積、先ほど０．６ヘクタールでも要ると言いましたけれど、小さい規模の太陽光発電は、ましてやその土地が個人のものであれば、どんな危険な急斜面であっても、知らないうちに、本市でも幾つかありますけれども、できていることになります。そのようなソーラーパネルが家の真横や真裏にできれば、常に危険と隣り合わせで、大雨が降るたびに不安な日々を過ごさなければならないのも事実であります。

先日、地域住民の方、真裏に今メガソーラーが開発されているところのお話をお聞きしました。先ほどの大雨が降ったときも泥水が流れてきたり、さまざまなことが起こっております。そういう中で、市はしっかりされていると思うんですけれども、県のほうとかに要望する中で、住んでいらっしゃる方の真裏が、今、傾斜が４５度ぐらいになっているんですよ。そのことを県の担当者が来たときに、これは大体３０度ぐらいにしなくてはいけないのではないかということを話したら、業者の方がもうちゃんと計画していますから大丈夫ですみたいな形で、そんな説明しかされていなかったらしいのです。先日、市のほうとお話をする中で、それはやはり工事を進めていく中で、工事車両が通る道として、まだ工事が終わるまでは、その斜面がまだそれぐらい必要であって、それが終われば斜面もフラットにできると、そういうこともお話を聞きました。こういうふうに丁寧な説明をしてあげると、納得はできないにしても、少しは安心されるのではないかと思いますので、その辺も含めて県のほうにはしっかり地域住民の方に、ただ業者さんが計画をちゃんと出しているから大丈夫ですよとか、そういうことではなくて、ある程度真実を伝えてあげることも必要ではないかと思います。

市民の大切な命、財産を守ることは、本市の責任ある立場の人は常に考えて行動しなければならないと私は考えております。私ども公明党は、先ほど言いましたけれども、太陽光発電の国の明確な基準がないことがやはり大きな問題ではないかと考えており、国会議員に今現在、しっかりと早急な法整備、基準づくりをしていただくよう、強く要望しているところであります。

最後になりますが、イギリスの歴史家であり評論家であったカーライルの有名な言葉に「人生の目的は行為にして思想にあらず」とあります。この言葉を私の決意とし、今後とも全力で行動してまいります。以上で、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１０時３１分　休憩

午前１０時４５分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。２０番　鯉川信二議員に発言を許します。２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今回は、「遠賀川水系流域治水プロジェクトについて」、一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

国が流域治水を進める背景には、近年の気候変動による水災害の多発があるようで、氾濫危険水位を超えた河川数は２０１４年に８３カ所だったのが、２０１９年には４０３カ所と、５年間で約５倍にふえ、洪水や土砂災害を起こす大雨も増加しているのが要因のようでございます。昨年９月の一般質問でも質問させていただきましたが、平成３０年に観測史上最高水位を観測しました遠賀川の流域の２１市町村の首長や県、国土交通省、遠賀川河川事務所関係者らが参加され、水害への備えについての話し合いをなされ、河川整備に加えて、田やため池を利用した貯水やリスクが高い地域からの移転促進など、流域全体で水を受けとめる流域治水が必要ということで、数回の会議がなされ、遠賀川水系流域治水プロジェクトが大方まとまったようでございますが、わかる範囲、また答えられる範囲で構いませんので、教えていただけませんでしょうか。

まず最初に、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策で「洪水氾濫対策」の実施内容についてをお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　遠賀川水系流域治水プロジェクトでございますが、遠賀川流域において、気候変動による水災害のリスクの増大に備えるため、流域全体のあらゆる関係者が協働して、水害を軽減させる流域治水を計画的に推進することを目的とした遠賀川流域治水協議会を令和２年８月２４日に設置し、その後、３回の幹事会を経て、令和３年３月１日の協議会において、最終的な取りまとめが行われております。

流域治水の施策としましては、１つ目に、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策。２つ目に、被害対象を減少させるための対策。３つ目に、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード、ソフト一体で多層的に進めることとしており、１つ目の氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策には、洪水氾濫対策、内水氾濫対策、流域の雨水貯留機能の向上、流水の貯留機能の拡大の４つの項目がございます。

ご質問の洪水氾濫対策の実施内容でございますが、遠賀川河川事務所、福岡県等が主体となり、短期事業として、遠賀川本川中下流部等におきまして、河道掘削や築堤等を実施することで、平成３０年度の洪水で浸水被害が発生した区間の浸水被害軽減を目指すものであります。また、中長期事業として、遠賀川本川及び支川で、堰改築や河道掘削等を実施し、流域全体の浸水被害軽減を目指すものでございます。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今のご説明の中に井堰の改築もありましたが、平成３０年３月に完成いたしました中間堰、そして平成３１年３月には旧中間堰が撤去され、洪水を安全に流す能力が大幅に改善されたと聞き及んでおりますが、数字でわかればご説明いただけますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　改築前の中間堰は、堰がボトルネックとなり、洪水時に流下阻害の原因となっておりましたので、流下阻害の解消のための改築工事が平成２３年度から実施され、平成３０年度に完成しております。

効果を数字で申しますと、堰の幅が８０．８メートルから１３９メートルに、堰高が１．１メートルから３．６メートルとなり、水が流れる断面が約６割増加し、洪水時の水をスムーズに流すことができるように改善されております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今の説明によりますと、中間堰上流の流下能力の向上に大きく寄与されているのがわかりました。平成３０年の一般質問のときにも質問させていただきましたが、飯塚市内を流れる遠賀川には流下阻害となっている鯰田堰があるわけですが、遠賀川水系流域治水プロジェクトの最終取りまとめの地図上に「堰改築」と、名前は書いていないのですけれども、あるわけですけれども、これは鯰田堰のことでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　遠賀川水系流域治水プロジェクトに掲載があります「堰改築」とは、鯰田堰のことでございます。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今までは鯰田堰のことは全くテーブルの上にも上がってこなかったのですが、こうやって地図上に明記されるだけでも、一歩前進と大変うれしく思っております。実際に鯰田堰を扱うということになれば、それまでに鯰田堰の上下流の河道整備をやっておかなくてはならないと思いますが、中間堰が完成し、近年、鯰田堰の改築となると、全く今までの遠賀川の流れとは違ってくるし、そうなれば当然、庄内川や庄司川の流れや水位も大きく変わってくるのではないかと期待いたしますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　鯰田堰の改築と河道整備によって、中間堰の効果に加え、さらに遠賀川本川の水位が低下することで、鯰田堰より上流での支川の合流部においても水位が低下し、自然流下による内水排除の時間が長くなり、支川の内水被害を軽減する効果が期待できます。現在、鯰田堰の改築につきましては、取水機能の維持などの課題の解消を含めた改築の方向性について、遠賀川河川事務所と協議を行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今後、ぜひとも積極的に推進していただきますよう、働きかけをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　鯰田堰の改築は、上水とかんがい用水の取水として利用されている堰でもあり、課題もございますが、上流部の流下能力の向上に寄与するものでございますので、今後も関係部署と連携協力をしながら、遠賀川河川事務所と引き続き実現に向けて協議してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　よろしくお願いいたします。

では同じく、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策で「内水氾濫対策」の実施内容についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策の２つ目となる内水氾濫対策の実施内容につきましては、下水道等の排水施設、雨水貯留施設の整備でございます。本市では、公共下水道事業として、これまでに合流式下水道区域における分流化事業、片島ポンプ場の雨水ポンプの改築と雨水滞水池設置、東町及び芦原雨水ポンプ場の新設を実施しております。また、現在は、水江雨水排水ポンプ場及び熊添川流域調整池の整備を実施しているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは次に、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策で「流域の雨水貯留機能の向上」の実施内容についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策の３つ目となる流域の雨水貯留機能向上の実施内容につきましては、校庭や公園等に貯留施設の設置、農業用水利施設の整備・有効活用、ため池等の補強・有効活用、水田の貯留機能の向上、森林整備、治山対策を行うことで、雨水の流出抑制を図るものでございます。

本市では、これまでに市内の小中学校の運動場等に１３カ所、また市民公園等８カ所に雨水貯留施設の整備が完了しております。また、農業用水利施設の整備・有効活用、ため池等の補強・有効活用、水田の貯留機能向上及び森林整備、治山対策につきましては、九州地方整備局、福岡県流域２１市町村等で推進する事業となっており、本市では、農業用水利施設の整備やため池の補強等について、農林水産省等の補助事業を活用しながら取り組んでまいります。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　るるご説明いただきまして、ありがとうございます。ご説明の中の水田の貯留機能向上とありましたが、数年前に「田んぼダム」というものがあるらしいということで、我々も新潟の見附市に視察に行ったのですが、そのときの説明では、仮に水田の水面を１０センチメートル高くすることができれば、１ヘクタールで１千立方メートル、１００万リットルの貯水が可能になり、２５メートルプールの３面分に相当し、取り組み面積がふえれば、洪水被害を軽減する効果が期待できると言われておりました。

流域治水を研究されています熊本大学の皆川朋子准教授は、２４時間程度の冠水であれば、稲に影響はないと言われています。また効果については、新潟大学の吉川夏樹准教授によりますと、２０１１年に発生した新潟・福島豪雨では、２９００ヘクタールで田んぼダムに取り組んでいた新潟市の白根地区で、浸水面積と氾濫水量が２割減ったという検証もあるそうです。

また最近では、「スマート田んぼダム」といって、ＩＴ技術も駆使して、スマートフォンなどで遠隔操作もでき、豪雨のときに現地に行かなくていいみたいですし、農林水産省では、令和３年度スマート田んぼダム実証事業に対する補助も実施されております。ただ、上流域の水田管理者と下流域の住民、すなわち取り組みの負担者と受益者が一致しないといった面もありますし、水田の水位の上昇に伴い、畦畔の崩落の可能性があるため、田の所有者、耕作者の理解も必要であるとは思いますが、飯塚市での田んぼダムの活用についての考え方をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　質問議員から紹介いただきました田んぼダムは、水田を利用して洪水時に一時的に雨水をためる調整池の役割を持つ有効的な施設であることは理解しております。しかしながら、地域の特性や大規模な農地の確保、地権者等との理解など、課題も多くあり、現在のところ本市では、田んぼダムによる浸水対策事業の予定はありませんが、費用対効果等の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　では次に、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策で「流水の貯留機能の拡大」の実施内容についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策の４つ目となる流水の貯留機能の拡大の実施内容につきましては、ダムによる洪水調節は下流の水位を低下させ、堤防の決壊リスクを低減するのに加え、内水被害等を軽減する有効な治水対策であります。緊急時に、既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、事前放流の実施等について、ダムの管理者及び関係利水者と河川管理者であります遠賀川河川事務所、福岡県とで利水ダム等１０カ所において、治水協定を令和２年５月２９日に締結されております。本市では、久保白ダムと切畑ダムの２カ所が該当しております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは次に、被害対象を減少させるための対策で「水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫」の実施内容についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　水災害ハザードエリアにおける土地利用・住まい方の工夫の実施内容につきましては、土地利用に関するルールづくり、立地適正化計画の見直し、安全な避難場所の確保のための取り組みが掲げられております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　土地利用に関するルールづくりとありましたが、平成３０年７月豪雨において甚大な内水被害が発生した庄司川におきまして、今後の治水対策について、関係機関が連携し、庄司川総合内水対策計画を令和２年３月に策定されておりますが、その内容を教えていただけますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　庄司川総合内水対策計画は、国、県、市が連携し、ハード、ソフト対策が一体となった総合的な内水対策を実施することで、浸水被害の最小化を目指す目的で令和２年３月に策定されました。

主な事業内容ですが、ハード対策では、国による遠賀川本川の河川水位を低下させるための河道掘削や庄司川排水機場のポンプの増設、福岡県では、庄司川の河川断面拡幅等の改修、調整池設置、市では、庄司川からの逆流防止の対策として、フラップゲートの設置を行い、令和６年度の事業完成に向けて実施しております。

ソフト対策では、浸水対策事業の整備後も内水による浸水の危険性が高い地域において、地域と連携して、条例等による住家の建築制限を決め、土地利用に関するルールづくりを行い、家屋浸水被害の軽減を図るものでございます。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　飯塚市の条例に基づき建築制限を行われるようですが、それは新築のみでしょうか。既設の家屋は対象外なのでしょうか。それから現時点では、移設勧告とかは想定されていないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　条例に基づく建築制限につきましては、まだ具体的には決定しておりませんが、開発等による新築や家屋の建てかえを行う場合の建築の制限を考えております。また、既存の住宅につきましては、対象外とする考えで、移設勧告などは想定しておりません。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　具体的な地域として何か特記してあるのか、また、地図上に網掛けか何かしてあるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　庄司川流域における浸水対策事業の整備後も浸水の危険性が高い地域を指定することになりますが、具体的なエリアにつきましては、今後、他地区の事例を調査し、関係機関及び地域と連携調整しながら設定してまいります。事業完成予定の令和６年度までには、条例において特記及び地図上の網掛け等で示すことを考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今後、浸水の危険性が高い地域におきましては、このような形で飯塚市の条例に基づきまして、建築制限を行うところが出てくるということでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　今回の庄司川での建築制限の設定は、庄司川総合内水対策計画に定められた対策メニューの一つであり、事業化の採択要件となっておりますことから、必要なものとなります。また、本市は遠賀川を中心に市街地が形成され、地形的にもハザードマップで示されておりますように、遠賀川の氾濫に対して、多くの浸水危険区域が存在しております。そのため、市内全域を対象とした建築制限を行う予定は現在のところ考えておりません。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　次も被害対象を減少させるための対策についてのお尋ねですが、ことしの６月２０日の朝刊に、大洪水時、遠賀川の堤防が大規模決壊し、川の氾濫による家屋倒壊など甚大な被害を防ぐため、各支流などにある遠賀川への排水ポンプを一時停止する運転調整のルールづくりが進められているとありましたが、考え方として、洪水で堤防が破堤、氾濫するおそれがある場合に、排水ポンプ場から排水を続けると水位上昇を助長し、破堤するリスクを高めるということですが、堤防が破堤、氾濫しそうな河川の上流側の市町村の全ての排水ポンプを一時停止しなさいということでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　洪水時に河川の水位が上昇し、堤体が耐えられる最高の水位、すなわち計画高水位を超えた場合において、排水ポンプの運転を続けることにより、水位がさらに上昇し、堤防の決壊や越水により、人や家屋が流されるなど甚大な被害を招くおそれがあります。河川の水位上昇を抑制し、被害の拡大を防ぐためにも、ポンプを一時的に停止し、内水排水を規制することが必要となります。排水ポンプの停止につきましては、遠賀川流域全体での調整となるため、遠賀川河川事務所の指示に従うことになると考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは次に、２０１８年の西日本豪雨では遠賀川水系１０カ所の水位観測所で観測史上最高水位を記録し、このときは河川事務所から運転調整の事前連絡があり、片峯市長も頭を痛められたことと思いますが、幸いにもこのときは雨が小康状態になり、ポンプをとめずに済みましたが、ルールづくりが決定すれば、河川事務所からの要望ではなくて、命令にかわるものなのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　現状での運転調整につきましては、遠賀川河川事務所より事前連絡があり、今後の降雨によりさらに水位が上昇し、河川氾濫による甚大な被害が見込まれる場合に要請があるようになっております。具体的には、遠賀川流域の自治体で構成する排水機場の運転調整検討会において検討しておりますけれども、それが命令となるのかは、現在ルールづくりを進めているところでございます。質問議員が言われます要望から命令にかわるのかにつきましては、現時点では決まっておりません。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　まだ決まっていないということですね。それでは、大雨が降り、河川事務所からポンプをとめるように指示があったとします。「はい、了解です」と即座にとめていたら、あっという間に内水氾濫が起こる可能性が非常に高いわけですが、この時期になると、ある程度の市民は避難されているとは思いますが、ポンプを一時停止するようなことは、飯塚市では過去に経験がないわけですから、今までは避難されなかったような方々も避難していただかなければならないと思いますが、実際に指示があってから、ポンプを停止するまでの時系列みたいなものがわかれば、お示しいただけますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　排水ポンプの運転調整につきましては、現在検討中でございますが、想定される流れといたしましては、各河川の基準観測所で計画高水位に達すると、排水ポンプの調整が必要になりますので、ポンプの調整の連絡を受けて、すぐに停止するポンプ場周辺の住民の方々に対し、広報車等や全ての情報手段を使って周知を行い、逃げおくれが発生しないように、水防団の巡回等もあわせて避難の呼びかけを行うなどが考えられます。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　まだ検討中ということですね。新聞記事の中には、排水ポンプがあるのになぜとめなければいけないのか、家が浸水するという住民感情もあるだろう。ただ、堤防が決壊すると、家そのものが流され、命を失うおそれも出てくると指摘されておりました。自分が住んでいる場所がどのようなリスクがあるのかを知り、早目早目の対策や備えを求めた上で、行政は運転調整の必要性や仕組みを説明する必要がある。住民が理解し納得することが、命を守るための早期避難にもつながるとも書いてありましたが、運転調整により内水被害が生じる地域を含め、リスクコミュニケーションによる地域的合意形成をどのようにお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　排水ポンプの運転調整につきましては、堤防決壊の危機回避を目的としておりますので、運転調整には明確な基準やルール、浸水被害が発生した場合の補償等が不明確にならないようにする必要があるとありますし、そのことを地域住民により丁寧に説明する必要等があると考えます。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　よろしくお願いいたします。排水ポンプの運転調整をしなければならないような状況というのは、河川水位が計画高水位を超え、さらに上昇することが考えられるときだと思うのですが、飯塚市ではこれまでに平成３０年７月豪雨のほかに、河川水位が計画高水位を超えるような状況になったことはありましたでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　遠賀川川島観測所の計画高水位は６．０９メートルとなっておりまして、平成３０年７月豪雨時では、最高水位は６．１６メートルに達し、質問議員が言われますとおり計画高水位を超えていた状況でありました。

次に最高水位を記録しているのは、平成１５年のいわゆる７．１９災害時でありまして、水位は５．８８メートルとなっており、計画高水位には達していない状況でございます。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、他の河川で排水ポンプの運転調整ルール策定や運転調整を実施した事例はあるのかをお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　遠賀川河川事務所に確認しましたところ、既に運転調整によるポンプの停止を実施しているところがあるとのことでした。近隣では、佐賀県の武雄河川事務所所管の六角川流域及び牛津川流域において実施されております。六角川及び牛津川では、令和元年７月、令和３年８月の大雨の際に実施されております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　お隣の佐賀県では、ことしの８月にも実施されているということですね。それでは今後、遠賀川流域治水プロジェクトとしては、運転調整ルールの策定に向けてどのように進めていかれるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　都市建設部長。

○都市建設部長（堀江勝美）

　遠賀川河川事務所が主体となり流域自治体で協議を行っております排水機場の運転調整検討部会において、運転調整の必要性や運用及び要綱について意見交換等を行い、運用実施に向けての協議が進められているところでございます。本市といたしましては、運転調整による影響について、具体的な浸水シミュレーション等による被害想定や効果など、さまざまな課題について意見し、住民の理解を得られるよう、具体的な資料の作成などについて要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　よろしくお願いいたします。それでは次に、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策で「土地の水災害リスク情報の充実」の実施内容についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　遠賀川水系流域治水プロジェクトによりますと、土地の水災害リスク情報の充実の実施内容は、「水防災教育の普及・充実、防災知識の普及」、「水害リスク情報の周知」、「避難に資するリアルタイム情報の提供」の３つとなっております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、まず今答弁がありました、水防災教育の普及・充実、防災知識の普及のところですが、本市では子どもたちに対して、防災・減災を考える授業とかは行われているのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　学校現場で行われる防災教育は、学習指導要領に沿って教科等、横断的な教育内容により進められております。例えば、地震や大雨、水害発生のメカニズムは理科で、消防署や自衛隊等の役割は社会科でというように、発達段階に応じて学習を進めております。また、特別の教科道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、教科等の枠を超えた時間と関連づけ、組織的、計画的に学校全体で防災・減災を考える授業を計画しております。

さらに本年度は、遠賀川河川事務所と市の防災安全課によります「マイタイムオンラインで命を守ろう」という親子講習会を夏季休業期間中にコロナ禍ということもございまして、自主参加という形で行ったところでございます。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは、学校における防災教育の位置づけというのは、どのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　防災教育とは、さまざまな危険から児童生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一部をなすものでございます。したがいまして、防災教育は安全教育の目標に準じて、さまざまな災害の危険について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようにすることを狙いといたしております。

小学校では、日常の生活のさまざまな場面で発生する災害の危険を理解し、他人に気配りをしながら安全な行動ができること、また、中学校では、日常の備えや的確な判断に基づいて行動し、地域の防災活動や災害時の助け合いに参加できることを目的といたしております。

このことは、学習指導要領総則、各教科、特別の教科道徳、総合的な学習の時間、特別活動の内容にも示されておりまして、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るようにしております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　防災教育には、防災に関する基礎的、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、働かせることによって防災について適切な意思決定ができるようにすることを狙いとする側面があり、また一方で、当面している、あるいは近い将来予測される防災に関する問題を中心に取り上げ、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指して行う側面もあると思います。

防災教育は、児童生徒たちの発達段階に応じ、この２つの側面の相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものであると思いますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　教育部長。

○教育部長（二石記人）

　近年、気温の上昇や大雨の頻度が増加するなど、いわゆる気候変動が各地で進行してきておりまして、今後さらに深刻化していくことが予測されております。よって、ご指摘のとおり、防災教育は計画的、継続的に行われるべきであります。そのために、教育課程の領域に即して、災害について適切な意思決定ができるようにすることとして、体育科、保健体育科や社会科、理科、生活科等の関連した内容がある教科や総合的な学習の時間などで取り扱うように計画をいたしております。また、安全の保持増進に関する実践的な能力や態度、望ましい生活習慣の形成に関しましては、その多くを特別活動の学級活動や学校行事などで取り上げております。

なお、学習指導要領では、安全に関する指導につきまして、学校の教育活動全体を通じて行われるよう規定されておりますので、私ども教育委員会といたしましても、児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通じて２つの側面の相互関連を図りながら計画的、継続的な防災教育を進めてまいります。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。

では次に、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策で「土地の水災害リスク情報の充実」の周知についてお尋ねいたします。

ことしの６月議会の一般質問の中で、同僚議員からも言われておりましたし、私も常々言っておりますハザードマップの重要性についてですが、飯塚市でも立派なハザードマップがあり、盛んに啓発活動はやられているのですが、なかなか手にとって見る人が少ないし、ハザードマップの存在自体を知らない人がまだまだいらっしゃいます。

そこで、みずからが生活する地域の水害の危険性を実感できるよう、ペーパーではなく、居住地域を丸ごとハザードマップと見立て、生活空間であるまちなかに水防災にかかわる洪水、内水、高潮の浸水深に関する情報、避難所及び避難誘導に関する情報を表示する「まるごとまちごとハザードマップ」というものを御存じでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　水害ハザードマップの内容を地域で具体的に認識をしてもらい、避難の実効性を高める工夫としての「まるごとまちごとハザードマップ」については存じ上げております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　浸水深や避難所と洪水に関する情報、中にはＱＲコードを張りつけて、それを読み取ることでより詳しい情報を提供しているところもあるようです。そのような情報を洪水関連標識として生活空間である、まちなかといっても電柱に想定浸水深や、過去にここまで浸水しましたよと表示することが多いようですが、日常的に洪水への意識を高めるとともに、浸水深、避難所等の知識の普及を図り、発災時には安全かつスムーズな避難行動につなげ、洪水による被害を最小限にとどめることを目的として実施するもので、国土交通省が平成１８年に手引を作成し、推進され、平成２８年３月末現在でハザードマップ作成対象自治体の約１３００市町村の中で、この「まるごとまちごとハザードマップ」を実施されている自治体がもしわかれば、令和２年３月現在の数と、飯塚市では取り組んであるのかどうか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　現在、国土交通省が全国一斉に再調査を行っている状況でございまして、令和２年３月現在の数値はわかっておりませんが、国土交通省発表の平成３０年９月現在の数でお答えをさせていただきますと、ハザードマップ作成対象自治体１３４０自治体のうち、１３．５％に当たる１８１自治体が設置をしているとのことでございます。なお、本市といたしましては、取り組みは行っておりません。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　取り組んでいないということですが、水害ハザードマップの内容を、それぞれの地域で具体的に臨場感を持って認識し、避難の実効性を高めるための工夫として、この「まるごとまちごとハザードマップ」は、現地に設置されるため日常生活上で視認されやすく、防災にあまり興味がない人にも、浸水リスクに気づいてもらえます。防災教育や勉強会、避難訓練等でも活用できると思いますが、この「まるごとまちごとハザードマップ」について、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　「まるごとまちごとハザードマップ」は、日常生活で視認されやすいこと、紙媒体のように破棄、紛失されることはないこと、まち全体に浸水リスク等を伝えることができるという面での一手法であると考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　では参考までに、平成１５年７月の嘉穂劇場が浸水してからで構いませんが、本市では今日までどれくらいの水災害が発生しているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　福岡県災害年報のうち、平成１５年以降の床下浸水が発生した災害でお答えをさせていただきます。平成２１年７月の中国・九州北部豪雨、平成２２年７月１１日から１６日にかけた大雨、平成２４年７月３日から８月６日にかけた九州北部豪雨、平成２７年８月２４日から２６日にかけた台風１５号、平成３０年７月の平成３０年７月豪雨で雨による被害が発生いたしております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それは全国的に見て、水害が発生するリスクは高いとお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市につきましては、遠賀川がその中心を流れていることもございまして、水害リスクは高いと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　飯塚市はまるごとまちごとハザードマップの未実施自治体となるわけですが、国のほうが推奨しているにもかかわらず、また水災害リスクが高いとお考えなのに、取り組みを実施しない理由、または取り組みを実施できない理由というのは、何かあるのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　浸水深等を表示することで、その地域が浸水することが、その地域の価値を下げるのではないか等の風評被害を懸念される事例もあることなどから、地元の意見を踏まえた中での取り組みが必要と認識をいたしており、現時点においては実施に至っておりません。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　平成３１年４月に国土交通省が発表したアンケート資料によりますと、まるごとまちごとハザードマップを実施することについて、約８４％の人がよいと思うと、必要がないが４％で、わからないが１２％という結果でございました。ぜひとも取り組んでもらいたいと思うのですが、答弁をお願いいたします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　まるごとまちごとハザードマップは、日常時から水防災への意識を高めるとともに、浸水深、避難所等の知識の普及、浸透等を図り、災害時には命を守るための住民の主体的な避難行動を促し、災害を最小限にとどめることができるため、有効な手段だとは考えております。

本市としまして事業を実施する上では、地域の協力が不可欠でありますので、まずは実施を希望する地域等を調査し、希望する地域がございましたら実施に向けた検討を行っていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。

それでは次に、非常変災時の臨時休園の判断についてお尋ねいたします。学校や幼稚園では、非常変災その他急迫の事情があるとき、または感染症の予防上必要があるときは、それぞれ学校教育法、または学校保健安全法の規定に基づき、「臨時に授業を行わないことができる」または「学校の全部または一部の休業を行うことができる」とされていますが、保育施設についてはどうでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　お尋ねの保育施設でございますが、自然災害発生時等により、臨時休園を行うことができる旨を定めた法令は現在のところございません。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　平成３０年１１月、総務省行政評価局は厚生労働省等に対し、非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、地方公共団体等における臨時休園の実施基準の設定に係る国の考えを整理し、地方公共団体に提示するとともに、臨時休園の実施基準を検討することについて、地方公共団体に要請する必要があるとの勧告を行い、これを受けて厚生労働省では、保育所等における災害発生時または感染症流行時の対応等に関する調査研究事業の調査結果を参考に、令和２年７月、臨時休園に関する課題や考え方を示すとともに、市区町村に対し、臨時休園等の基準について策定するよう要請されたと思いますが、それを受けて、飯塚市ではどのような対応をとられておりますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　本市におきましては、昨年度、台風接近等による特別警報等の発表時における市内認可保育施設の臨時休園を行う場合の基準を定めるべく、事務を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染症発生時の基準の策定についてもあわせて検討を行っていたことから、策定に時間がかかっておりました。しかしながら、感染症の場合は、保健所から具体的な指示があることから、特にこの基準は設けず、台風接近や集中豪雨等における市内認可保育施設等の臨時休園、登園自粛要請のガイドラインを今年度８月に策定しております。今後は市内施設にこの基準の周知を徹底していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ガイドラインを策定されたということでございますが、今後はこのガイドラインを生かすため、市としてどのように保育施設と連携をされますでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　今後は気象情報や市の警戒情報など、市が把握している情報についてできるだけ早く保育施設に周知できるような体制を整えてまいりたいと考えております。また一方で、保育施設の開設時間中に急激な天候悪化による災害等も考えられます。各保育施設には、災害発生に備えて避難計画等のマニュアルが整備されておりますので、急変時には本市も各保育施設と連携しながら対応していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　地震のように発生の予測が困難な非常事態がある一方、台風や大雨を伴う前線の接近、感染症の拡大等、発生が一定程度予測できる非常事態のあるため、臨時休園を迅速かつ適切に判断できるよう、臨時休園を行うための基準をあらかじめ設定しておくことは、日常と異なる環境下での保育に起因した事故の発生や、感染拡大のリスクを避ける上で重要なものであると考えます。現に平成３０年７月豪雨においても、明確な臨時休園の実施基準のない状況で臨時休園に踏み切れず、乳幼児を受け入れた結果、乳幼児を連れて避難所まで移動した保育施設があったとされております。

また、ネット上にアップされていたのですが、保育施設の意見としては、乳幼児を預けたいとする保護者がいる限り、臨時休園を行うべきではないと考えている保育施設が見られるほか、臨時休園を行いたくても保護者のクレームが気になってしにくいと、保護者に対する説明のしやすさなどの観点から、地方公共団体等において統一的な臨時休園の実施基準等を示してほしいとする意見がありました。ガイドラインを策定されて保育施設と連携をとっていくということですが、保護者に対する説明についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　福祉部長。

○福祉部長（渡部淳二）

　質問議員が言われますように、保護者の皆様は勤務等それぞれに事情を抱えておられることから、その理解を得ることも非常に重要であると認識しております。台風接近や集中豪雨等により人的、物的被害が生じるおそれが高まった場合においては、臨時休園や登園自粛要請の発出の可能性があるということを平時から保護者の方々に認識していただき、それが命を守ることを最優先とした方策であることを理解していただけるよう努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　よろしくお願いいたします。

次に、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策で「避難体制等の強化」の実施内容についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　遠賀川水系流域治水プロジェクトによりますと、避難体制等の強化の実施内容は、大規模な洪水の発生を想定した安全な避難場所等の確保、避難に着目したタイムライン、行動計画の確立、効率的かつ的確な水防活動や施設操作の実施の３つとなっております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　今、説明がありましたタイムラインの確立ですが、昨年の一般質問でお尋ねしておりました、住民一人一人が河川の水位が上昇するときに、自分自身のとる標準的な防災行動を、時系列的に整理し取りまとめ、洪水発生時に行動のチェックリストとして活用されることで、逃げ遅れゼロに向けた効果が期待される「マイ・タイムライン」について、昨年の答弁では、遠賀川河川事務所等からのご指導、ご助言をいただきながら、マイ・タイムラインの普及を検討してまいりますと言われておりましたが、その後、遠賀川河川事務所からどのようなご指導、ご助言をいただけましたでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市がマイ・タイムライン研修等を行う際に、遠賀川河川事務所に講師派遣や教材の提供などのご協力をいただいております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　それでは１年を経過いたしましたが、どのような検討がなされ、どの程度普及されましたでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市が令和２年度に開催いたしました飯塚市地域防災リーダー研修のカリキュラムの中で、マイ・タイムライン講習会を行いました。今年度は防災特集の一環として、８月号の広報にマイ・タイムラインの作成について掲載を行い、市民周知を図っております。

また、浸水リスクが想定される小学校の児童、保護者を対象に親子で学ぶマイ・タイムライン講習会を開催いたしました。なお、今年度実施予定でありました飯塚市地域防災リーダー研修でも、昨年度に引き続きマイ・タイムライン講習会を取り入れて行いたいというふうに考えております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　ぜひともよろしくお願いいたします。

では最後に、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策で「関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化」の実施内容についてお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　遠賀川河川事務所によりますと、現時点におきましては具体的な施策が示されているわけではないとのことでございますが、早期復旧・復興に備えるため、災害時に行政や企業がみずからも被災している中、人、物、情報等の利用できる資源に制約がある状況下で、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める事業継続計画の策定促進、また、水害リスクのある企業や住民に対し、水害保険への加入をしていただく等のことが想定されております。

○議長（松延隆俊）

　２０番　鯉川信二議員。

○２０番（鯉川信二）

　流域治水につきまして、いろいろとお尋ねしてまいりましたが、丁寧なご説明をいただきましてありがとうございました。流域治水への対応は、将来の課題ではなく、私たちの安全安心な暮らしを守るため、これから、喫緊に取り組まなくてはならない課題だと思っております。冒頭で述べましたような気候変動による水災害の深刻化に対応していくために、より迅速な対応が求められております。適正な森林管理など、幅広い観点からの対策も重要だと思います。今まで前例のなかった被害も視野に入れつつ、対策を立てていくことは容易ではないかもしれませんが、このプロジェクトに盛り込まれた施策の効果を検証しながら、防災機能の総合的な強化を進めていってもらいたいと思います。以上で一般質問を終わります。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午前１１時３９分　休憩

午後　１時００分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。１７番　福永隆一議員に発言を許します。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。まず初めに、「消防団について」質問させていただきます。消防団員の確保について、ことしは梅雨入りが例年より早く始まり、雨もそれほど降らなく、災害も起こらないで安堵していたところですが、８月になって、それまでの雨がたまっていたように１２日から大雨になり、１４日には本市全域に高齢者等避難が発令される状況までになり、職員の皆さんも災害対応に大変だったと思います。私も消防団員であるため、災害警戒に当たったところでありますが、招集できた人数は、皆さん勤務されているから仕方がありませんが、多くはありませんでした。

そこで、同僚議員が昨年の議会にて一般質問を行ったと思いますが、再度、消防団に関して質問させていただきます。まず、過去３年間の消防団員の総数を教えてください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　平成３１年度から令和３年度までの各年度の４月１日現在の数でお答えをいたします。平成３１年は１１１２人、令和２年は１０９３人、令和３年は１０８３人となっております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　消防団全体では、年々減少傾向になっているのですね。退団される方は、年齢や仕事のことがあり退団されるのでしょうから、仕方がないと思いますが、やはり入団される方をふやさなければならないと考えます。

では、本市として消防団に入団勧奨等をどのようにされているのか、教えてください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　消防団への入団勧奨につきましては、ホームページや広報誌に掲載をし、広報活動を行っております。また、昨年度は市内のコンビニエンスストアや飲食店に消防団員募集のポスター掲示を依頼し、今年度につきましては、消防団募集ののぼり旗を作成して、団員勧奨に努めてまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　入団者勧奨のため、いろいろな広報活動されているわけですが、消防団員になっていたから得したということで、入団を促すことも必要ではないでしょうか。鹿児島県霧島市では、消防団員優遇制度というものがあります。そのことは御存じでしょうか。また、御存じなら、その制度のことをお話しください。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　霧島市の消防団員優遇制度については存じております。この制度は、地域で活動する消防団員またはその家族に対し、霧島市内の企業等の協力のもと、消防団であることで優遇措置を適用していただき、入団してよかったと思われる制度であります。この優遇措置に協力している事業者は約２６事業所あり、ホテルの宿泊料、飲食店での食事代での割引等を行っておられます。また、同様な優遇制度を佐賀市でも行っているところでございます。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

今、答弁されましたが、入団してよかったと消防団員も喜んでもらえる制度があれば、消防団員もふえていくのではないでしょうか。当然、企業の方の協力が必要ではありますが、仮にこの制度を本市が取り入れたなら、消防団員が地元の飲食店を利用しやすくなるし、経済的にもよくなると考えられます。現在、コロナ禍で外食等はできませんけれど。災害時には、警察、消防、自衛隊、地域の自主防災組織の協力が当然必要でありますが、地域のためと言えば、消防団も必要不可欠であります。ぜひ本市でも、この制度の導入に取り組んでいただきたいと思います。

次に、消防団のイメージがどうしても「飲み事が多い」、「よく詰所でお酒を飲んでいる」という悪いイメージが思い浮かぶと聞いております。実際、訓練等で打ち上げ程度では行っておりますが、いつも酒飲みを行っているわけではありません。それが家族の信頼や先輩からの勧奨に影響を与え、入団をとめているのではないかと考えられ、このイメージを払拭することが必要と考えます。

では、消防団が消火活動や災害対応以外での活動は何か行っているのか、お尋ねします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市の消防団では、地域事業「どんど焼き」での警戒活動支援、保育所にて行う避難訓練の一環として、消防活動の展示や子どもたちに消防器具を実際にさわってもらう体験コーナー等のＰＲ活動を行われております。また、飯塚地区消防本部が例年実施しております「幼年消防ふれあい祭り」に女性分団が参加し、幼児たちに消火体験等を行ってもらう活動を行われております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

地域活動や幼児へのＰＲ活動を行っているのですね。特に子どもへのＰＲ活動については、小さなときから消防団のイメージを変えていけば、将来、成人したときに消防団に入ることにつながると思いますので、ぜひ、もっと現在のイメージを払拭するように、さまざまな活動を行ってくださいますようお願いいたします。

次に、また霧島市の例ですけれど、学生消防団活動認証制度というものがあります。この制度は、消防活動に取り組み、地域社会に貢献した大学生等に対し、市町村がその実績を認証し、就職活動を支援することを目的としています。大学生等のメリットとしては、消防団活動を行うことにより、実践的な災害対応能力が身につくだけでなく、幅広い年代の社会人と交流することで、広い視野を持つことができます。また、地域貢献の実績が評価されることは、学生の自信につながり、さらなる成長を促すことが期待でき、事業者のメリットとしては、学業の傍ら地域に貢献してきた意識の高い人材や、社会人として必要な経験を積んだ人材を確保できる。また、消防団を経験することで、災害発生時における初期対応など、事業所の危機管理体制の向上が期待できます。

このような制度は、大学生はもちろんのこと、地域事業者にもよいことだと思いますが、本市でもこのようなことは実施できないか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市には大学が２校、短期大学が１校ございますので、十分に活用できる地域ではあると考えております。若者がそのまま市内に定住していただける制度ではないかと考えております。この制度には、大学や市内企業の方の協力がないとできない事業でございますので、今後、調査研究を行い、検討してまいりたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　ぜひ検討をお願いいたします。先ほど、８月１４日の災害警戒活動時に、招集した消防団員があまり多くなかったと話しましたが、最近の消防団員は会社に勤務されている方が多く、火災時や災害時に活動できない状況と考えられます。そこで、消防団員が活動できるように、勤務先の企業への優遇措置等はないのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市におきましては、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められておりますと同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的に、消防団協力事業所表示制度を行っております。条件はございますが、この表示制度の認定を受けますと、福岡県や本市での競争入札参加資格での評価項目における加点をされることとなっております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

事業者への優遇措置についてはわかりました。他県では、協力事業者に減税措置を行うところもあるそうです。消防団員が活動しやすい環境づくりを行っていただくことも重要なことと考えますので、ぜひ、消防団員の加入促進につながる方策を考えて行っていただきたいと思います。

今後の消防団の組織体制についてお聞きします。消防団の組織体制についてお伺いします。先ほど、年齢により退団される消防団員もいるのではないかと話しましたが、本市の消防団において、定年制を行っているのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市の消防団におきましては、定年制は行っておりません。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　定年制は行っていないのですね。国の方針としては、消防団員の定年制は廃止または年齢の引き上げとしているわけで、本市が定年制を用いていないので安心いたしました。これも消防団員を確保するためであり、ことしの８月に消防庁から消防団員の処遇に関する検討会の最終報告書が公表されて、さまざまな取り組むべき事項が書かれております。その中で、報酬等の処遇改善や装備等の充実があるのですが、まず、報酬等の改善として、現在の一般団員の報酬額や費用弁償等はどうなっているのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　本市の消防団の報酬等につきましては、「飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例」にて定めております。一般団員の年額報酬は２万１００円となっており、費用弁償は、会議に出席した場合、または訓練に出務した場合で、日額２４００円といたしております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　年額報酬は国が示している金額と１万円強の差があり、費用弁償については、会議や訓練でしか支払っていない状況であります。近年では、火災や災害が多く発生していますので、災害手当などが必要ではないでしょうか。消防団員確保に向けた年額報酬額基準や災害手当の支給等の見直しは行うのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　現在のところ見直し等は行っておりませんが、今後、近隣の自治体の動向を踏まえ、消防団と協議を行い、慎重に検討していきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　報酬等の見直しについては、ぜひ行ってもらいたいです。

次に、装備等の充実についてです。先ほどの最終報告書では、消防団の役割の多様化に伴い、活動内容に見合うような装備を充実させることが重要であり、災害対応の安全確保に向けた取り組みを、今後も継続的、積極的に行っていくこととなっておりますが、消防庁が示している消防団の装備の基準というものがあり、本市の消防団には、その装備の基準どおり配備できているのでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　総務部長。

○総務部長（許斐博史）

　消防団の装備の基準に示してあります装備品の全部は配備できておりませんが、その中で最重要なものとされているものにつきましては、配備をいたしております。また随時、消防団と協議を行いまして、必要なものがございましたら配備計画を立て、配備をするようにいたしております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

消防団は火災や災害時には前線で活動を行っており、消防団個人の命にかかわるものであります。ぜひ、装備の充実に向け、予算措置を行ってもらいたいと要望しておきます。

今まで質問や話をさせてもらいましたが、全て消防団員の確保に向けたことであります。消防団員は、災害時には警戒から救助までと役割が多く、自分のまちは自分で守るという精神でやっております。ぜひ今後も、消防団員の確保に力を注いでもらい、処遇改善に努めてもらうよう要望して、この質問を終わります。

　次に、「ごみの収集について」質問させていただきます。ごみの収集状況・方法について、まちなかでは、朝、ごみを出しているが、午後３時ごろになっても、まだ収集されていない場所があったりするが、何時ごろ収集しているのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　ごみの収集につきましては、朝８時ごろから収集を開始し、午前に３回、午後に２回収集を行っております。日によって、ごみの量も違いますので、若干早くなったり遅くなったりすることもありますが、午後３時ごろには、最終の収集となっております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　バスセンターや吉原町付近などは、いわゆる飯塚市の顔となる場所であるのに、午後になってもごみがあるというのは、景観的にもいかがかと思うが、せめて午前中に収集ができないのか、お聞かせください。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　先ほども答弁いたしましたが、午前と午後５回に分けて収集を行っております。これは、まちなかに限ったことではなく、どの地域にも言えることですが、どこかの地域の収集時間を早めると、どこかの地域の収集が遅くなるということになります。現在の時間帯が定着してきている中で時間帯の変更となると、市民の方々の混乱を招くことも想定されますので、時間帯を変更することは難しいと考えております。限られた人員、車両台数であり、市直営や収集委託業者とも、収集について最善を尽くして作業しておりますので、時間帯等につきましては、ご理解を賜りたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　御存じかと思うが、福岡市では夜間にごみの収集を行っています。夜間に収集することで、特に夏場のにおいやカラスの被害等を防ぐことができるし、何より朝方にはまちがきれいである。当然、夜間の収集になると騒音等のほかの問題もあり、実施はなかなか難しいことは理解しています。先ほど部長が答弁されたことも理解はできるが、少しでも早い時間帯に回収できるような工夫や夜間収集についても、今後検討していただきたいと要望して、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（松延隆俊）

　暫時休憩いたします。

午後　１時１７分　休憩

午後　１時３０分　再開

○議長（松延隆俊）

　本会議を再開いたします。２７番　道祖　満議員に発言を許します。２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　「二酸化炭素削減問題と廃棄物処理施設整備計画について」、一般質問をさせていただきます。

国では二酸化炭素削減問題について、「地球温暖化対策計画　２０１６年５月１３日閣議決定」では、温室効果ガス排出量を２０３０年に２０１３年度比２６％減の中期目標の達成に取り組む、長期目標として２０５０年度までに８０％の温室効果ガスの排出削減を目指すとされていましたが、この２０３０年の中期目標の達成値、２０５０年の長期目標の達成値に変化が起きておると思いますけれど、どのように数値が変化しているのか、まずお尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　温室効果ガス排出量の目標値につきましては、質問議員が言われますとおり、２０１６年５月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」におきまして、中期目標として、２０１３年度比で２０３０年度までに２６％削減、長期目標として２０５０年度までに８０％の削減を目指すこととなっておりました。

しかしながら、近年、気候変動が一因と考えられる異常気象が世界各地で発生し、我が国においても激甚な豪雨、台風災害や猛暑が頻発しており、各地で大きな影響を受けております。このような気象災害等を踏まえ、２０１８年に公表された「１．５℃特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を１．５度の水準に抑えるために、ＣＯ２排出量を２０５０年ごろに正味ゼロとすることが必要とされました。これを受けて、世界各国で２０５０年までにカーボンニュートラルを目標とする動きが広がり、我が国においても昨年１０月、２０５０年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言されました。さらに、本年４月には、２０３０年度における温室効果ガスの削減目標を２０１３年度比４６％の削減を目指すこととされております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　答弁でありましたように、ＣＯ２排出量を２０５０年には正味ゼロ、そして、ことしの４月には、２０３０年度においては２０１３年度比４６％削減を目指すと、二酸化炭素削減問題は待ったなしのような状況になってきているというふうに理解しております。

そこでお尋ねしてまいりますが、「地域脱炭素ロードマップ　～地方からはじまる、次の時代への移行戦略～　国・地方脱炭素実現会議　令和３年６月９日」が出されております。この内容について御存じでしょうか。御存じであれば、その主な内容はどのようになっているのか、ご答弁をお願いします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　地域脱炭素ロードマップは、地域の課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に２０３０年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略となる地域脱炭素の行程と具体策を示したものでございます。

その主な取り組みとしては「脱炭素先行地域をつくる」、「脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施」が掲げられております。脱炭素先行地域づくりにつきましては、地方自治体や地元企業が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも１００カ所の脱炭素先行地域で、２０２５年度までに、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取り組み実施の道筋をつけ、２０３０年度までに実行するとしています。脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施については、２０３０年度目標及び２０５０年カーボンニュートラルに向けて、自家消費型の太陽光発電、住宅・建築物の省エネ、ゼロカーボン・ドライブ等の脱炭素の基盤となる重点対策について、地域が主体となって、国も積極的に支援しながら、全国津々浦々で実施することとしております。

この２つの取り組みを後押しするため、「地域の実施体制の構築」、「グリーン×デジタルによるライフスタイルイノベーション」、「社会全体を脱炭素に向けるルールのイノベーション」、これらの３つの基盤的施策を実施することとなっております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　脱炭素先行地域を国は１００カ所、全国的につくるということをうたっておるわけですけれど、このロードマップに別の添付として、「地域と暮らしの脱炭素に関わる個別分野別の対策・促進施策」が示されておりますけれど、その中に「地域の生活・循環経済を支えるインフラ」として「廃棄物処理システムのトータルでの脱炭素化【環境省】」と記載がありますが、その内容について御存じでしょうか。御存じであればご答弁願います。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　廃棄物処理施設が災害時も含め、価値あるエネルギーを生み出し、周辺施設にもエネルギーを供給する自立・分散型の地域エネルギーセンターとしての役割を担い、地域の活性化や地域の低炭素化に貢献していく。２０５０年には廃棄物・資源循環分野全体の脱炭素を実現し、廃棄物処理施設が地域のエネルギー・資源の供給拠点となっていることを目指すようになっております。

具体的には、２０３０年を目途に、全ての自治体で、単独または共同で、廃棄物分野の２０５０年カーボンニュートラルに向けた計画が策定され、全ての自治体で取り組みが始められていることを目指すことや、現在、十分に活用されていない廃棄物処理に伴い発生する熱をさらに効果的に利用するよう取り組むとともに、地域特性を考慮しつつ、地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていく、また必要に応じて、ＰＦＩ等の手法による施設設計の段階から民間活力の活用、ＩＣＴの導入による処理工程の監視の高度化及び省力化並びに施設間の連携強化等により、費用効率的な事業となるよう取り組むなどがございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ご答弁にありましたように、廃棄物処理においても、二酸化炭素を低減させていく、減らす、なくしていくということが言われておるわけですね。

それでお尋ねいたしますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の第５条の３第１項に規定する廃棄物処理施設整備計画の２０１８年度から２０２２年度について、平成３０年６月１９日閣議決定「廃棄物処理施設整備計画」として定められております。この内容について御存じでしょうか。御存じであれば、その内容はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第５条の３第１項の規定に基づき、５年ごとに策定されております。今回の計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定された「地球温暖化対策計画」の目標達成に向けて、また、近年多発する大規模災害発生時においても適正かつ迅速に廃棄物を処理できる体制の構築、さらに、２０１５年、国連で採択された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」、我が国の「ＳＤＧｓ実施指針」の考え方も考慮しつつ、廃棄物処理施設の整備及び関連する施策の充実を図っていくことが重要となっており、こうした現状を踏まえ、第四次循環型社会形成推進基本計画や廃棄物処理法基本方針に即して、廃棄物処理施設整備事業のより一層の計画的な実施を図る内容となっております。

具体的な内容としましては、「（１）基本原則に基づいた３Ｒの推進」、「（２）気候変動や災害に対して強靭かつ安全な一般廃棄物処理システムの確保」、「（３）地域の自主性及び創意工夫を生かした一般廃棄物処理施設の整備」を基本的理念に置き、また、「今後の廃棄物処理施設整備に当たっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上という観点にとどまらず、人口減少等の社会状況の変化や地域の課題に対応し、廃棄物処理施設の地域社会インフラとしての機能を一層高め、地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進めることが重要である。」と示されております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ご答弁にありましたように、国では今までよりも災害時の廃棄物の処理も考えて対応するようにというふうに、新たにうたっておるようでございますけれど、ただいま飯塚市を含めて、ふくおか県央環境広域施設組合が結成されております。そのふくおか県央環境広域施設組合が７月１９日に研修会を開催しております。穂波交流センターで行われましたけれど、この研修会では、環境省九州地方環境事務所資源環境課から「一般廃棄物の現状について」として、国の取り組み等についての講演がありました。またあわせて、国の方針に従って廃棄物処理施設の今後の設備整備の取り組み状況について、設備メーカー２社より講演がありました。この中で、近大のバイオコークスを石炭コークスに代替することが可能であると説明されていたと記憶しておりますが、たしか代替できると言われていたと思いますけれど、確認しますが、間違いないでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問議員が言われますとおり、本年７月１９日に開催されましたふくおか県央環境広域施設組合の研修会では、環境省九州地方環境事務所資源環境課長の講演とともに、廃棄物処理施設の設備メーカー２社によります低炭素・脱炭素化へ向けた取り組みの講演が行われました。この中で、シャフト炉式ガス化溶融炉の設備について話をされた１社から、この処理方式では少量のコークスを炉内にごみとともに添加し、１８００度を超える高温溶融処理を行うが、この高温の中で形状を保持できる加熱後圧潰強度があるバイオマスコークスであれば、コークスの代用品として使用が可能との説明がありました。その際、同社で実施された試験におきまして、近畿大学に依頼し、国内の木の樹皮や幹で作成されたバイオマスコークスは、同社が評価基準としている加熱後圧潰強度の数値を満たしており、代用品として使用ができる十分な品質であると確認したとの説明がなされております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　令和２年３月に一般財団法人石炭エネルギーセンター、日本砿研株式会社、そして学校法人近畿大学より、平成３１年度環境省環境再生・資源循環局委託の「平成３１年度ＣＯ２排出削減対策強化誘導型技術開発・実証事業（多原料バイオコークスによる一般廃棄物処理施設及び鋳物製造業でのＣＯ２排出量削減の長期実証）」の報告書が出されております。この内容について御存じでしょうか。御存じであれば、主な内容について、どうなっているのか、お尋ねいたします。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　もみ殻やバーク、リンゴの搾りかす等を原料としてバイオコークスを製造し、ガス化溶融炉や自動車部品用キュポラのバイオマス燃料の代替燃料としてＣＯ２排出量削減に取り組むもので、実用に向けて、高速製造技術の確立によるコストダウンの達成や、製造技術の確立によるバイオコークス事業の普及を目標とした実証実験であります。

実験結果としましては、製造時間を２５％短縮した多原料バイオコークスが、ガス化溶融炉の利用において石炭コークス代替として機能することや、石炭コークス削減率約２５％で、１カ月の連続期間を含む約４カ月の運転を行い、長期安定運転の実証が行われております。また、削減率上限を確認する試験では、最大で石炭コークス削減率５１％を達成したとのことであります。

今後は、２０２５年までにバイオコークスの安定製造、安定供給に向けた製造体制の構築等の実施、２０２６年からは製造能力・供給体制のさらなる向上を行い、２０３０年に向けて量産製造体制を維持するようになっております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　ご答弁いただきましたけれど、ここで確認いたしますけれど、石炭コークス削減率約２５％という答弁、また、最大で石炭コークス削減率５１％を達成したと答弁されておりますが、これは単純に言えば、石炭コークスをバイオコークスに置きかえて、その分、今までよりも二酸化炭素は２５％から５１％削減したということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　はい、そのとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　先ほどお尋ねいたしました「地域脱炭素ロードマップ」の概要では、わかりやすく、脱炭素先行地域づくりについて、「地方自治体や地元企業・金融機関が中心となり、環境省を中心に国も積極的に支援しながら、少なくとも１００か所の脱炭素先行地域で、地域特性等に応じて脱炭素に向かう先行的な取組を実行」とあり、地域と暮らしに密接にかかわる分野の温室効果ガスの削減に取り組み、２０３０年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現することとし、それらの実現の道筋を、２０２５年度までに立てることとするとなっております。削減レベルの要件を満たす取り組み内容では７つの項目があり、その中に「再生可能エネルギー熱や未利用熱、カーボンニュートラル燃料の利用」として、合成燃料等の化石燃料に代替する燃料の利用を進める。「地域の自然資源等を生かした吸収源対策等」として、森林や里山、都市公園・緑地等の地域の自然資源を適切に整備・保全することで、林業を活性化しつつＣＯ２吸収量を確保するとともに、木材資源を活用して炭素の長期貯蔵を図るとされております。確認いたしますが、間違っておりますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　おっしゃるとおりでございます。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　この「地域脱炭素ロードマップ」の趣旨に照らすと、バイオコークスが合成燃料等の化石燃料に代替する燃料となり得ると考えますけれど、どう考えますか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　質問議員が言われますとおり、合成燃料等の化石燃料に代替する燃料の利用や地域の自然資源等を生かした吸収源対策等に照らし、バイオコークスはＣＯ２削減の効果が期待できるものと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　脱炭素に向けての国の方針等、実証実験の結果を今、確認させていただきましたけれど、現在飯塚市も加入して構成されるふくおか県央環境広域施設組合では、新しい廃棄物処理施設の整備に２０３０年度を目標に取り組んでおります。飯塚市には近畿大学産業理工学部があり、以前、バイオコークスの実証実験を飯塚市の廃棄物処理施設のクリーンセンターで行った実績があります。その実績を踏まえて、改めて近畿大学と相談し、化石燃料の代替燃料としてバイオコークスを利用することによって、新廃棄物処理施設を活用する脱炭素先行地域づくりに取り組むことができるのではないかと私は思います。バイオコークスの原材料としては、焼却や埋め立てされております街路樹等の伐採された枝や、道路・土手等の伐採された草や、家庭から出る野菜等の皮や残菜などが考えられます。また、森林の保全作業による伐採後の枝等の利用も考えられると思っております。こういうことを考えて、国が推し進めようとする地域の脱炭素地域づくりを、飯塚市は取り組んでいくべきではないか。それをふくおか県央環境広域施設組合の中でも協議していくべきではないかというふうに思っておりますけれど、いかがお考えでしょうか。

○議長（松延隆俊）

　市民環境部長。

○市民環境部長（永岡秀作）

　現在、ふくおか県央環境広域施設組合では、新清掃工場の建設を、２０３０年度を目標に取り組んでいるところでございます。その建設に当たっては、地球温暖化対策計画にあります「２０３０年度における温室効果ガスを２０１３年度比４６％削減する目標」はもちろん、「２０５０年度のＣＯ２排出ゼロ」という大きな目標を達成することも視野に入れた取り組みを進めていく必要があると考えております。

そのためには、議員が提案されております近畿大学や管内事業者など民間活力との連携した取り組みが重要であり、そのような取り組みを積極的に行っていくことで、国が地域脱炭素ロードマップで示しております、環境省を中心に国も積極的な支援を行う脱炭素先行地域への認定に向けて、今後、施設整備計画の策定に当たっては、ふくおか県央環境広域施設組合及び関係自治体とも積極的に協議しながら進めていきたいと考えております。

○議長（松延隆俊）

　２７番　道祖　満議員。

○２７番（道祖　満）

　２０３０年の４６％削減、２０１３年度に比較してですね。そして、その計画は２０２５年までにつくる必要があります。先ほどから言っているように、新清掃工場を建設するのですから、その建設に当たっては、もう２０３０年のときには、この目標の４６％削減は達成しておかなくてはなりません。しかし、新しくできる清掃工場は、およそ３０年間は稼働するというふうに思います。ということは、２０５０年に二酸化炭素排出はゼロにしておかなくてはいけない、２０５０年には。ということは、２０３０年の稼働時から、二酸化炭素排出はゼロの施設をつくっていかなくてはならないというふうに考えます。そういう意味では、ぜひ、今回の質問を通じまして、国が推し進めていこうとしております脱炭素先行地域づくりにノミネート、エントリーして、二酸化炭素削減、脱炭素社会を目指していくということを、ぜひ決めていただいて、関係各所と協議されて、国も自治体だけでやれとは言っておりません。難しい技術が生じると思いますので、大学の知恵なり、民間企業の知恵、そして金融機関等、いろいろな関係者と協議をしていかなくてはいけないというふうに思いますし、そういうふうにしなさいと言っております。ですから、行政だけで考えるのではなくて、多くの皆さんと、関係者と協議しながら、早く実施計画をつくっていただきますようにお願い申し上げまして、私の一般質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（松延隆俊）

　本日は議事の都合により一般質問をこれにて打ち切り、明９月８日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後　１時５９分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　松　延　隆　俊

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　金　子　加　代

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　土　居　幸　則

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　上　野　伸　五

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　守　光　博　正

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　石　松　美　久

議会事務局次長　　太　田　智　広

議事総務係長　　今　住　武　史

書記　　宮　山　哲　明

議事調査係長　　渕　上　憲　隆

書記　　安　藤　　　良

書記　　伊　藤　拓　也

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　久　世　賢　治

教育長　　武　井　政　一

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　許　斐　博　史

行政経営部長　　久　原　美　保

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　長　谷　川　司

福祉部長　　渡　部　淳　二

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　二　石　記　人

企業局長　　本　井　淳　志

公営競技事業所長　　山　田　哲　史

福祉部次長　　長　尾　恵美子

都市建設部次長　　中　村　洋　一